

## ○静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の変更案

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定（平成10年静岡県告示第345号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後								
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路								
<table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>指定する区間</td> <td>指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)</td> </tr> </table>			路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)	<table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>指定する区間</td> <td>指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)</td> </tr> </table>			路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)									
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)									
(略)			(略)								
<table border="1"> <tr> <td>国 道 150 号 バイパ ス</td> <td>浜松市と磐田 市との境界か ら<u>磐田市道下 岡田鮫島線と</u> <u>の交差点まで</u> の区間</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			国 道 150 号 バイパ ス	浜松市と磐田 市との境界か ら <u>磐田市道下 岡田鮫島線と</u> <u>の交差点まで</u> の区間	(略)	<table border="1"> <tr> <td>国 道 150 号 バイパ ス</td> <td>浜松市と磐田 市との境界か ら<u>磐田市道南 田伊兵衛新田 11号線との交 差点まで</u>の区 間</td> <td>(略)</td> </tr> </table>			国 道 150 号 バイパ ス	浜松市と磐田 市との境界か ら <u>磐田市道南 田伊兵衛新田 11号線との交 差点まで</u> の区 間	(略)
国 道 150 号 バイパ ス	浜松市と磐田 市との境界か ら <u>磐田市道下 岡田鮫島線と</u> <u>の交差点まで</u> の区間	(略)									
国 道 150 号 バイパ ス	浜松市と磐田 市との境界か ら <u>磐田市道南 田伊兵衛新田 11号線との交 差点まで</u> の区 間	(略)									

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
(略)			(略)		
菊川市 道 赤土高 橋線	菊川市道嶺田 川上線との交 差点から菊川 <u>市道南71号線</u> <u>との交差点ま</u> での区間	(略)	菊川市 道 赤土高 橋線	菊川市道嶺田 川上線との交 差点から <u>県道</u> <u>大東菊川線と</u> <u>の交差点ま</u> での区間	(略)

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
(略)			(略)		
			県道大 東菊川 線	菊川市道赤土 高橋線との交 差点から南 88 号線との交差 点までの区間	左記の指定す る区間の道路 から100メート ルの等距離線 の範囲内の地 域（用途地域 の区域を除く ）

改正前			改正後		
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路			4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域 (1) 道路		
路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)	路線名	指定する区間	指定する区域 (静岡市、浜 松市、沼津 市、熱海市、 三島市、富士 宮市、富士 市、御殿場 市、袋井市、 裾野市及び伊 豆の国市の区 域を除く。)
(略)			(略)		
			県道吉 田大東 線	県道島田吉田 線井口交差点 から島田市道 南原吉崎線と の交差点まで の区間	左記の指定す る区間の道路 から500メート ルの等距離線 の範囲内の地 域（用途地域 の区域を除く ）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。